

待ったなし!



©2014 大阪府もずやん

省エネ住宅

2025年には、すべての住宅について一定基準以上の省エネ性能が義務付けされる予定です!
夢のマイホームがどのような省エネ性能を持っているのか、建築士さんにしっかりと聞きましょう!

4つのお得

お財布に
やさしい

体に
やさしい

建物に
やさしい

地球環境に
やさしい



建築主

省エネ住宅のこと、建築士さんにいきなり聞いても答えてくれるのかなあ。



行政

法律や大阪府条例により、建築士さんはわかりやすく説明しなければいけませんので、是非、安心して聞いてみてください。

建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。）は、建築物の新築等の設計を行う場合には、建築物のエネルギーの使用の抑制に関する建築主の理解の促進を図るため、建築主に対し情報の提供に努めなければならない（大阪府気候変動対策の推進に関する条例第16条第2項）

説明制度の流れ

建築士から省エネ住宅のことを教えてもらおう。

情報収集



事前相談

マイホームの設計や省エネ計算をお願いしよう。

設計契約



設計契約

マイホームの省エネがどうなったか聞いてみよう。

評価・説明



基本設計・実施設計

国説明制度は
こちら



府説明制度は
こちら



建築士

省エネ住宅は、「お財布」にも、「体」にも、「建物」にも、「地球環境」にもやさしくて、お得なんですよ。省エネ計算をすれば、マイホームの省エネ性能がもっとよく分かりますよ！

建築士さんの説明で、省エネ住宅のメリットがよく分かった。省エネ計算をお願いして、夢のマイホームに向けて、一緒に話を進めていこう。



建築主

待ったなし！

省エネ住宅（令和4年4月）

発行：大阪府

都市整備部 住宅建築局 建築環境課 建築環境・設備グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
TEL：06-6941-0351（代表）



メモ帳 (建築士さんから聞いた話のメモに)





キリトリ線

大阪府参考様式

(希望しない場合は、建築物省エネ法・建築士法に基づき、建築士が保管しなければならない書面)

- 省エネ計算 (評価・説明) を希望します。 氏名
- 省エネ計算 (評価・説明) を希望しません。

■ 建築士からの評価及び説明を希望しない場合には、以下についてご記入下さい

建築士の氏名	殿	年	月	日
建築士	登録	第	号	
建築主の氏名				
建築物の所在地 大阪府				

■ 評価及び説明を希望しない理由の回答にご協力をお願いします

- 費用の問題 省エネに興味がない
- 説明を聞くのが面倒 その他 ()